

## 滋賀県立図書館土曜サロン実施要項

(目的)

第1条 図書館法第3条の規定に基づき、文化や芸術を中心とした様々な集会活動等(以下「活動」という。)を通じて、たくさんの本との出会いや新しい発見を誘発し、図書館と人、人と人をつなぐ機会を創出するため、土曜サロンを実施する。

(実施内容)

第2条 前条の目的を達成するため、次に定める項目の活動を行う。

- (1) 読書および読書活動の推進に関するもの
- (2) 文化・芸術を中心に、主に県民の知的好奇心に応え、またはその拡がり期待されるもの
- (3) 主に県民の生活の質の向上に役立つことが期待されるもの
- (4) その他、館長が妥当と認めるもの

(実施日)

第3条 毎月いずれかの土曜日を基本として調整する。

(実施者)

第4条 土曜サロンにおける活動実施者は、下記の者とする。

- (1) 県立図書館を含む滋賀県および県関係機関職員
- (2) びわこ文化公園立地施設連絡協議会構成施設職員
- (3) 県民および県内に拠点を置く活動団体で、館長が認めたもの

(実施場所)

第5条 図書館内およびその周辺とし、館外実施の場合は、びわこ文化公園管理事務所の許可を受けて実施する。

(参加対象者)

第6条 主として広く県民を対象とする。

(参加費)

第7条 参加費は無料とする。

(事務処理)

第8条 活動実施に関する事務処理のため、図書館展示委員会に事務局を置く。

(活動希望者の登録)

第9条 活動を希望する者は、図書館長に土曜サロン活動申込書(様式1号)を提出する。

2 事務局は申込書記載内容を確認し、土曜サロン実施者リストに登録する。

附則 この要項は、平成27年4月15日から施行する。